

吉本土地建物株式会社及び株式会社大阪マルビル に対する支援決定について

平成 16 年 1 月 28 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

- 1．対象事業者の氏名又は名称
吉本土地建物株式会社
株式会社大阪マルビル
- 2．対象事業者と連名で再生支援の申込をした金融機関等の名称
株式会社三井住友銀行
- 3．事業再生計画の概要： 別紙
- 4．主務大臣の意見
意見なし
- 5．事業所管大臣の意見
厚生労働大臣：意見なし
国土交通大臣：「本件については、外国人旅行者向けの宿泊施設の維持の観点から特段問題が認められないことから、当該事業者に係る支援決定については異存がない。」
- 6．買取申込み等期間： 平成 16 年 1 月 28 日から
平成 16 年 2 月 27 日まで（機構必着）
- 7．一時停止要請
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記 6 に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8．一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9．支援決定についての機構の考え方

(1) 窮境の原因

対象事業者の主たる窮境原因は、ホテル建設当初の過大投資と借入比率の高い資金調達構造により、支払い金利負担が損益を圧迫したことにあります。その後のバブル期の追加損失（新地のビル購入、美術館構想の断念など）の発生も重なり、過剰債務構造から抜け出せず、近年では元利金弁済圧力により、必要な設備投資資金が十分に捻出できなくなっています。

(2) 再生の可能性

しかしながら対象事業者は、大阪駅前という抜群の立地条件を活かし、在阪でトップクラスの客室稼働率を維持するなど、事業基盤は強固で営業利益は十分に確保しており、窮境の原因である過剰債務の軽減、更に必要な設備投資、イールドマネージメントの改善などの実施により再生は十分可能であると判断されます。また、従来から大阪駅前のシンボリック的存在である当ホテルの再生は、当該地区の商業基盤である集客力の維持・強化に資するものであると同時に、効率的な事業ポートフォリオの再構築はホテル再生の一つのモデル提示に繋がるものと考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437